

関市告示第186号

関市空家等解体費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5年 6月 1日

関市長 尾 関 健 治

関市空家等解体費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の空家等の解体工事を実施する者に対し、予算の範囲内において関市空家等解体費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民生活の安全・安心な住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 空家法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 解体工事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第6項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第5項の登録（以下「許可等」という。）を受けている者をいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者又はその相続人をいう。

(補助対象の空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 建築物又はこれに附属する工作物が昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- (2) 特定空家等でないこと。

(3) 別に定める基準に基づき、市民生活の安全・安心な住環境に悪影響を及ぼす可能性がある空家等として市長が認めるものであること。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、概ね1年以上居住その他の使用をされていない空家等（所有者等が売買その他の市長が別に定める事由により空家等を取得した者である場合にあっては、その取得後1年以上居住その他の使用をされていない空家等に限る。）について解体工事業者に委託して行う解体工事（跡地の整地を含み、建設リサイクル法に基づき適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）であって、市長が別に定める基準を満たすものとする。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内において補助事業を行う者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空家等の所有者等であること。ただし、当該空家等が共有の場合は、全ての共有者が補助事業の実施について同意していること。
- (2) 空家等が借地に存在する場合は、補助事業の実施について借地の所有者の同意を得ていること。
- (3) 抵当権、質権その他の所有権以外の権利が空家等に設定されている場合は、当該権利を有する者のうち、市長が必要と認めるものが補助事業の実施について同意していること。
- (4) 補助事業の実施後の跡地を適切に管理し、又は売却、賃貸その他これらに準ずる処分をする者であること。
- (5) 市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他の市に納付すべき歳入金を滞納していないこと。

2 補助対象者は、空家等1件につき、1人とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費（補助事業の実施に伴い発生する廃材等の処分費用を含む。）であって、解体工事業者に支払うものとする。

2 前項の場合において、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、200,000円を上限とする。

（補助金の交付申請等）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、関市空家等解体費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費に係る見積書の写し
- （2） 解体工事業者が許可等を受けていることが分かる書類の写し
- （3） 第5条第1項第1号ただし書、第2号又は第3号に該当する場合は、補助事業の実施について必要な者の同意が確認できる書類
- （4） 空家等の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）（この項の規定により申請をした日から3月以内に発行されたものに限る。）
- （5） 申請者と空家等の所有者が異なる場合は、申請者と空家等の所有者の関係が確認できる書類
- （6） 関市空家等解体費補助金跡地管理等確約書（別記様式第2号）
- （7） 空家等の位置図、建物平面図及び現況写真
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市空家等解体費補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、関市空家等解体費補助金交付申請変更等承認申請書（別記様式第4号）に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市空家等解体費補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書（別記様式第5号）により、交付決定者に通知する。

5 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

（地位の承継）

第9条 交付決定者が死亡、破産等のやむを得ない事情がある場合において、交付決定者の承継人が補助金の交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、当該承継人は、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

2 交付決定者は、前項の場合を除き、その地位を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告等)

第10条 交付決定者（前条第1項の規定により交付決定者の地位を承継した者を含む。以下同じ。）は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は第8条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、関市空家等解体費補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る工事請負等契約書又は請書の写し

(2) 補助対象経費に係る請求書又は領収書の写し

(3) 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出の受領票又は解体工事が適切に行われたことが確認できる書類の写し

(4) 補助事業の実施中及び完了後の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、関市空家等解体費補助金額確定通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知する。

(補助金の交付等)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、関市空家等解体費補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(跡地管理計画に関する助言又は指導)

第13条 市長は、関市空家等解体費補助金跡地管理等確約書に記載の跡地管理計画について、適正に実施されていないと判断したときは、交付決定者に指導

又は助言をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。

(2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) 市長が補助事業の実施方法について不相当と認めるとき。

(4) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市空家等解体費補助金交付決定取消(返還)通知書(別記様式第9号)により交付決定者に通知する。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。